

広報

麻生

昭和62年9月15日発行

No.393

'87 9



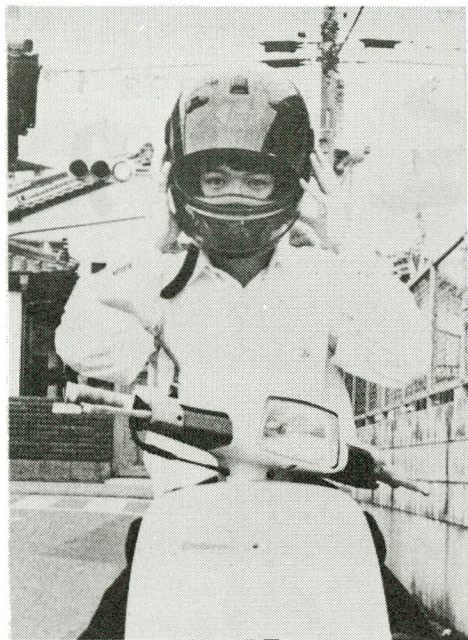
消防団夏期訓練

麻生町民憲章

- 歴史を大切にし、文化を高め
明るい町をつくりましょう。
- 自然に親しみ、
水と緑の美しい町をつくりましょう。
- きまりを守り、
ふれあいのある町をつくりましょう。
- 健康で働き、豊かな町をつくりましょう。
- 地域活動に進んで参加し、
住みよい町をつくりましょう。

主な内容

- 頭部はライダーの弱点----- P 2
- はかりの定期検査----- P 3
- 消防吏員採用試験----- P 4
- 保健婦だより----- P 6



頭部はライダーの弱点 だから ヘルメット

秋の全国交通安全運動 9月21日～30日

オートバイに乗るときには、ヘルメットをかぶる。これはライダーの常識です。また、道路交通法でも、すべての道路においてオートバイに乗る時は、ヘルメットの着用を義務づけています。しかし、「暑いから」髪が乱れるから「だれも見えていないから」といって、ヘルメットをかぶらないで運転する人も、少なからずいるようです。

九月二十一日から三十日まで、秋の全国交通安全運動の期間です。そこでもう一度、ヘルメットの機能や目的について考えてみましょう。

顔を守る

フロントガラスの役割

ヘルメットを、転倒などの万一の事故から頭を守ることにだけに使う装備だと思っていいる人はいませんか。確かに、事故から頭を守るのは、ヘルメットの第一の「使命」です。しかし、それだけではありません。その「威力」は、走行中にも十分発揮されているのです。

ヘルメットは車でいえば、フロントガラスの役割をしています。特に顔の部分をプラ

スチック製のシールドグラスでおおってあるものは、その効果がより大きくなります。では、それはどういった効果でしょうか。

走行中、顔に雨が当たただけでも、相当の痛みが感じられるものです。ましてや飛んできた虫や砂が顔に当たったり、前の車が巻き上げた小石が顔に当たったときは、痛みで運転ができなくなるといわれています。

つまりヘルメットは、こうした予期せぬ出来事から身を守り、事故を未然に防ぐ効果もあるのです。

転倒しない

運転を

では、ヘルメットをかぶっていないさえすれば安全かというと、そうとばかりも言い切れません。ヘルメットをかぶっていないでも、死亡した事故は多数あります。事故の衝撃にヘルメットが耐えられても、生身の体が耐えられずに死に至ったケースです。

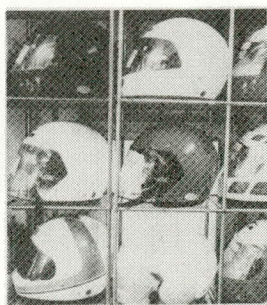
オートバイの運転で大切なのは、まず転倒しないことです。そのためには交通ルールを守り、安全運転を心がけたいものです。

フィット感が大事です

●ヘルメットの選び方

ライダーのみなさん、ヘルメットを買うときは何を基準に選びますか。もし、デザインのかっこ良さだけで買っているとしたら、それは正しい選び方とはいえません。次のような点に注意して選んでください。

▼基本的なことですが、まずSマークかJISマークのついた物で、頭にぴったりフィットするものを選ぶことが



▼次に、かぶってアゴひもを締めたとき、頭を振ってグラつくものもさけないものです。走行中にヘルメットがずれたりして視界が狭くなり、運転に支障をきたします。このようなヘルメットは転倒したときに脱げやすく、死亡事故につながる危険性も高いといえます。

頭に合ったヘルメットを選ぶことは、事故のときに頭を守るだけでなく、安全に走行するための条件のひとつであることを肝に銘じてください。

年金だより

六十四才までの方は
任意加入できます

新国民年金制度では、六十歳から六十五歳になるまでの五年間は、希望をすれば任意加入することができるようになります。

旧国民年金の保険料を納付した期間及び免除を受けた期間、すべて新国民年金制度に引き継がれましたが、満額（六十二万六千五百円：六十二年改定予定価格）の老齢基礎年金を受けるためには、

二十歳から（昭和三十六年四月）において二十歳以上の方は昭和三十六年四月から六十歳までの全期間の保険料が納付されていなければなりません。

従って、六十歳までに、①保険料の未納期間や免除期間のある方、②海外に在住していた方、③旧国民年金の任意加入対象期間のうち加入しなかった期間のある方は、満額の年金が受けられないことになります。

このため、昨年四月から施行されている新制度では、未納や免除期間及び未加入期間に対し、六十歳から六十五歳になるまでの間に任意加入し保険料を納付することによって満額の年金額に近づけることができますようにしています。

また、未納期間が長い場合



老齢基礎年金を受けるための最低必要な期間を満たせなかった方も、その期間が五年以内であれば、任意加入して年金の受給資格を得ることができるようになっています。

なお、国民年金の老齢年金・老齢基礎年金を受給している方は、六十歳以上六十五歳

未満であつてもこの対象にはなりません。また、未納期間以上に任意加入しても、年金額は満額を超えて支給されることにはなりませんので、六十歳までの加入期間や納付済期間、未納期間等をよく確かめてから加入手続きをしてください。

はかりの定期検査を

実施します

計量が適正に行なわれるよう、取引や証明に使用される計量器は、計量法により、三年に一度定期的な検査が義務

日程表

期 日	時 間	場 所
10月13日 (火)	午前10:00～12:00	公民館大和分館
	午後1:30～3:00	〃 太田分館
10月14日 (水)	午前10:00～12:00	〃 小高分館
	午後1:30～3:00	〃 行方分館
10月15日 (木)	午前10:00～ 午後3:00	麻生町公民館 体 育 室

づけられており、今年がその該当年です。

日程は別表のとおりですので該当する計量器をお持ちの方は、当日持参の上、最寄りの会場で検査を受けられるようお知らせします。

なお、光電式はかり、持ち運びのできないはかりをお持ちの方は、事前に役場企画観光課までご連絡下さい。

※はかりの種類

- ◎各種商店の商品取引用のはかり
- ◎薬局・病医院の調剤用はかり及び診断用体重計
- ◎米穀商等、農協、野菜集荷所等での売買取用はかり
- ◎その他取引、証明用はかり

司法書士の

法律相談

とき 十月一日(木)

午前十時から午後三時

ところ 鉾田中央公民館ほか

内容 司法書士業務に関する事項（登記・供託・訴訟書類の作成等）

問い合わせ先 茨城司法書士会
電話〇二九二（二五）〇一一

一まで

なお、相談は無料で、秘密は守られます。

県民手帳

63年版

頒布の案内

県民手帳は、県の行事予定や、県内の公共機関などが載ったたいへん便利な手帳です。ご希望の方は、次の要領で申し込み下さい。

▼価格 ポケット版三百三十円。大型版四百五十円。

▼締切り 十月十五日

▼申し込み方法 役場企画観光課統計係まで電話で申し込む。

▼頒布予定 十一月

▼支払及び頒布方法 役場企画観光課で、代金と引きかえに手帳を受け取る。

消防吏員 採用試験の案内

▼採用人員 若干名
▼試験日時及び場所
(1) 第一次試験 10月25日
(2) 第二次試験 12月1日
(3) 場所 鹿行広域消防本部
及び各消防署

▼受験資格
①昭和38年4月2日から昭和45年4月1日までに生まれた男子
②高等学校卒業と同等以上の学力を有する者及び昭和63年3月高等学校以上を卒業見込みの者
③日本国籍を有する者及び地方公務員法第十六条に該当しない者

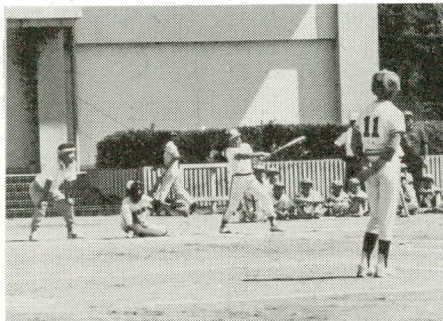
▼受験手続
①受験申込書 鹿行広域本部又は管内の各消防署にあります。
②申込方法 受験申込書及び履歴書(所定のもの)に必要事項を自筆で正確に記入して、鹿行広域消防本部又は管内の各消防署に受付期間中に持参して下さい。
③受付期間 10月1日から10月9日まで
▼試験方法

①第一次試験(学科試験)
択一式及び記述式試験及び作文
②第二次試験
身体・体力検査及び口述

井貝子ども会(ソフト) 根小屋子ども会(ミニバス)が それぞれ優勝

町子ども会球技大会

夏休み恒例の麻生町子ども会対抗球技大会が、八月九日



熱戦を展開

麻生小学校で開かれました。結果は次のとおりです。
○ソフトボール
優勝 井貝子ども会
準優勝 青沼子ども会
三位 おりづる子ども会
(下測)
○ミニバスケット
優勝 根小屋子ども会
準優勝 白浜子ども会
三位 小牧子ども会
なお、八月十七日玉造町で開かれた行方郡大会には、ソフト・ミニバスで優勝した二チームが参加し、井貝子ども会が、みごと郡大会でも優勝を飾りました。

まちの話題

ボランティアの 床屋さん

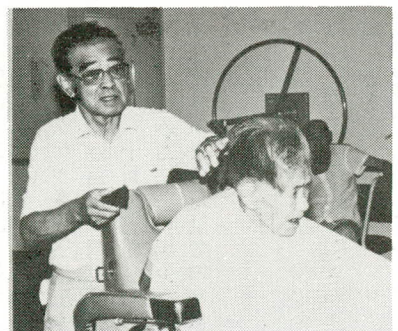
藤枝重春さん(大字麻生 六十八才)は、老人ホーム朝霞荘に入荘するご老人に、ボランティアの床屋さんとして喜ばれています。
藤枝さんは、家業の理髪店を息子さんに譲り、自分の持つ

ている技術をお年寄りのために役立てようと、昭和五十七年朝霞荘の開荘以来、五十人にも及ぶお年寄りの散髪を毎月行ってきました。



老人会で お墓掃除

宇崎老人会では、老人も地域社会の一員として活動しようと、昭和五十三年から共同墓地の清掃を行ってきました。清掃は年に三回行っており、八月四日には二十名のみなさんが朝早くから墓地に集合、夏草でおおわれた墓地はみるみるきれいになっていきました。
清掃のあとは、ジュースで乾杯。コミュニケーションの輪が広がります。



「自分の体が動くかぎり続けたい」という藤枝さん、これからがんばって下さい。

巡回相談を実施

秋の行政相談週間

国の仕事によって不利益を被った、役所の事務処理が間違っていると思うが……

このような行政に対する苦情や疑問が生じたとき、たいへん心強い味方となってくれるのが「行政相談委員」です。

委員は、行政に関する相談を受けると必要な助言をしたり、関係行政機関に対し、適切な処理をうながしたりしてみなさんからの相談を一つ一つ解決していきます。また、

公平・中立な立場で相談に応じ、相談は無料です。もちろん秘密は守られます。

麻生町の行政相談委員は、小牧常能さん（大字南・電話七七一〇三三八）です。小牧さんは、常時相談を受けてい

犬や猫を飼っている方へ

犬の登録と予防注射のお知らせ

新たに犬を飼った方、春に登録できなかった方は、別表の日時に犬の登録と狂犬病予防注射を実施しますので、最寄りの会場で受けてください。

○持参するもの

一、手数料 合計五千円
（登録手数料二千五百円、注射手数料二千五百円、注射済票交付手数料四百円）

二、申請書（登録していない方は、受付にあります。）

三、印かん

犬や猫が飼えなくなったら

飼い主の都合で飼えなくなった時、仔犬や仔猫が生まれて新しい飼い主がみつからな

ますが、十月十一日から十七日までが「秋の行政相談週間」にあたり、別記日程表のとおり巡回相談を実施することになりました。

また、行政相談と同時に、社会福祉協議会の事業の一つである「心配ごと相談」も実施されます。

行政に対する疑問や苦情、身近な悩み事など、相談してみてはいかがでしょうか。

犬の放し飼いはやめましょう

繁殖期や運動をさせられないと、つい放し飼いにしてしまう人がいます。人や農作物等に被害を与えて迷惑をかけることにつながります。犬はつないで飼いましょう。

登録と予防注射日程表

	場 所	時 間
9月29日(火)	富田一乗寺	午前9:30～10:00
	麻生町公民館	午前10:10～11:00
	新田集会所	午前11:10～11:30
	新原集会所	午後1:00～1:20
	石神集会所	午後1:30～2:00
	台矢幡集会所	午後2:10～2:30
9月30日(水)	太田分館	午後2:40～3:00
	青沼集会所	午前9:30～9:50
	白浜成光寺	午前10:00～10:20
	四鹿集会所	午前10:30～11:00
	小高分館	午前11:10～11:30
	島並集落センター	午後1:00～1:20
	井貝集落センター	午後1:30～1:50
	行方分館	午後2:00～2:20
	五町田消防機庫前	午後2:30～3:00

就業構造基本調査にご協力を

就業構造基本調査が、十月一日現在で実施されます。

この調査は、国民の就業・不就業などの実態を詳しく把握して、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として全国的規模で行われる統計調査です。

麻生町では、根小屋、杉平四鹿の一部の地区が指定されこれらの地区にお住まいの世帯の中から、約三十世帯が無

作為で抽出されます。選ばれた世帯には、九月下旬に統計調査員が伺いますのでご協力をお願いいたします。

なお、この調査は、法律に基づいて行われるもので、個人や世帯の秘密は完全に守られますので、ありのままをお答えくださるようお願いいたします。

詳しくは、企画観光課統計係までお問い合わせください。

保健婦だより

運動は健康のもと

(15)

☆さあ体力づくりを始めよう

真夏のガラガラした太陽の日差しも和らぎ、過ごしやすい季節になりました。

若い時に運動をしていたからといって、何もしないで安心している人はいませんか？運動することは、寿命を延ばし、血管を十歳も若い状態にするともいわれています。

年をとっても、いくらかでもからだを若々しい状態に保ち少しでも丈夫で長生きしたいと考えている方、ちよつとからだを動かしてみましよう。それには、中年以後も運動する習慣をつけることが大切です。

中高年者でも、ふだんあまり運動していないために体力が著しく低下してしまつたというような人の場合には、汗も出なければ息も切れないという程度の運動でも、行ないさえすればそれなりの効果があるものです。

たとえ三分間の散歩でも、寝てばかりいる人よりははずっ

と体力がきます。

☆運動は成人病の予防にもなる

運動は、脳・筋肉・神経細胞などに影響を与えるため、脳血管疾患、心疾患などの成人病を予防することにつながります。

☆無理は禁物

あなたに合ったやり方を翌日まで強く疲れが残って

☆運動をする時にはこんな注意を

中高年者が安全に運動をするためには、次のことをしっかりと守って下さい。

一、一年に少なくとも一回は健康診断を受けましょう。

二、準備運動は必ずしましょう。

運動をやめる時も急に中止しないで、徐々に体を安静状態に戻すことが大切です。



いい汗かいて

健康づくり

みんなでやろう

ファミリー・スポーツ

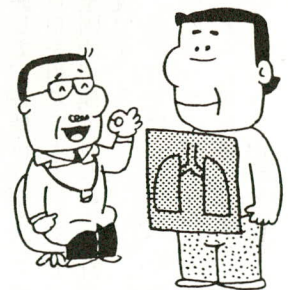
たまには若い人や子どもたちと一緒にスポーツを楽しみましょう。

お孫さんとかからだを使う遊びやゲームをやるのも、りっぱなスポーツです。たとえ運動量はそれほどでなくても、リラックスしてスポーツを楽しむことは健康に大きな効果をもたらします。

●かくれんぼやおにごっこ
童心に返ってやってみましょう。

●サイクリング

急な坂道のあるコースは向いていませんが、比較的平坦なところなら大丈夫。外の新鮮な空気を胸一杯吸い込みながら、自然のなかでペダルを踏んでみましょう。からだだけでなく、心身両面に効果があります。



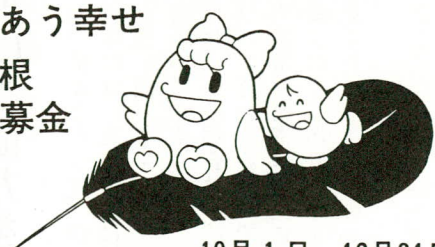
三、規則正しく運動を実施しましょう。

四、勝負にこだわってはいけません。

五、体調が悪いときは運動をしないようにしましょう。

以上のことに注意し、運動することにより、心とからだを生き生きさせましょう。

わちあう幸せ
赤い羽根
共同募金



10月1日～12月31日

母子福祉バザーにご協力を

麻生町母子福祉連絡協議会では、産業文化祭の会場を借りして、バザーコーナーを開く予定です。

一昨年は、皆さまのご協力を頂き、感況のうちに終了することができ、母子家庭の子どもたちに学用品をプレゼントしたり、老人福祉施設等の慰問をするなど、母子福祉・老人福祉事業に役立たせていただきました。

今年も、バザーを開くにあ

たり、皆さまのご協力をよろしく願います。母子福祉会の役員が、皆さんのお宅に伺いましたら、押入れのすみにねわっている不用品や、物置のかたすみにはほりをかぶった雑貨品等、提供していただけたらと思います。

また、産業文化祭の母子福祉バザーにも、ぜひおいで下さい。

麻生町母子福祉連絡協議会

会長 金田 幸恵

国保からのお知らせ

保険証を大切に

国保に加入すると、国民健康保険被保険者証、または国民健康保険退職被保険者証が交付されます。

保険証は、国保の被保険者であるという証明書と同時に診療を受けるときの受診券の役目も果たすものです。大切に保管しましょう。

1、粉失したり、破れたときは再交付されますので、国保窓口に申し出ましょう。

2、修学や長期旅行のために家族と離れて住まなければならぬ場合は、もう一枚の保険証が発行されます。

3、いつでも使えるように、かならず手元に保管しましょう。

4、会社に勤めたり、やめたりして健康保険を変ったときは、その手続きをしましょう。詳しくは、保健衛生課国保係までお尋ね下さい。

社教だより

心を和らげてくれる花

県道ぞいや、公民館の各分館付近にカンナやサルビア、マリーゴールドなどの花が咲いています。

これらの花は、花を愛する、豊かな美しい心を育てようと、老人会のフラワーロード事業協力会の皆さんが育てた花々です。いちど目をとめてください。



▲県道ぞいのカンナ
カンナの
植え付け準備

税の窓

娯楽施設利用税

暑かった夏も終り、“スポーツの秋”到来です。ゴルフを楽しむ方も少なくないと思います。さてゴルフ場を利用しますと、娯楽施設利用税という税金が課されていることをお気づきですか。この税金は、県が課する税金で、利用者が1人1日170円～1,650円を支払い、それを特別徴収義務者である施設の経営者が1ヶ月分をまとめて県に納入することになっています。この県に納入された税金（類する施設除く）の1/2がゴルフ場のある市町村に交付されます。

では、庶民の娯楽の王様“パチンコ”はどうか。こちらは1台につき40円～560円を施設の経営者を利用者とみなして課税することになっています。

この税金の対象施設は、ゴルフ場、パチンコ場、射的場、マージャン場、たまつき場、ボーリング場、ゴルフ練習場などです。

チェックポイント

麻生の文芸

動物愛護週間（9月20日～26日）